

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第105号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第145号）

犀川水系河川整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）において示された河道改修案（A、B、C、D）における等流計算又は不等流計算結果及び流下能力計算書

2 担当課（所） 土木部河川課

3 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H20. 4. 21 公開請求 | (4) H20. 11. 26 諮問 |
| (2) H20. 5. 2 不存在決定 | (5) H23. 9. 30 答申 |
| (3) H20. 6. 18 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、本件公開請求に係る河道改修案は、検討委員会の第2回河川計画専門部会において、実施機関から示した資料に記載されており、当該資料は、平成14年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託（以下「本件業務委託」という。）により作成されたものであると述べている。</p> <p>当審査会において、本件業務委託に係る報告書を見分したところ、流下能力計算書は添付されておらず、また、本件業務委託に係る業務委託設計書の特記仕様書を見分したが、流下能力計算書を成果品として提出するとの特段の記載はなかった。</p> <p>このようなことから、実施機関が本件公開請求に対し不存在決定を行ったことは、不合理といえず、結論として妥当である。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第105号

答 申 書

平成23年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年4月21日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川水系河川整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）において示された河道改修案（A、B、C、D）における等流計算又は不等流計算結果及び流下能力計算書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成20年5月2日に、本件公開請求について、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該文書は成果品に含まれておらず、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年6月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年11月26日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

検討委員会に提出された資料には、治水対策案として、河道改修案A、B、C及びD案が示され、それぞれ流下能力計算を行ったことが記載されており、その結果に基づいて対策案が決定され、事業費が見積もられている。

流下能力計算書が業務委託の成果品に含まれていないということは、その計算結果を根拠に策定された対策案と事業費も根拠が存在しないことになる。

このように、当該計算書は、検討委員会の審議の基本となり、審議の方向性を決定づけた重要な資料であり、その趣旨に照らし、成果品が存在しないはずがない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

検討委員会は、平成9年の河川法改正に伴う犀川水系河川整備基本方針の策定にあたって、学識経験者、有識者及び関係団体の意見を聴くため、平成14年から15年まで設置されたものである。

検討委員会の第2回河川計画専門部会において、検討委員会の事務局（土木部河川課）から治水対策案検討資料として、本件公開請求に係る河道改修案（A～D）を含む資料を提示した。なお、当該資料は「平成14年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託」（以下「本件業務委託」という。）により作成されたものである。

本件業務委託の検討範囲は広く、業務委託報告書に係る資料の全てを成果品とすると膨大な量となるもので、流下能力計算書は業務委託報告書に添付することを求めている。

したがって、本件公開請求に係る文書は取得、保管していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

犀川水系河川の治水対策として検討委員会で示されたA、B、C及びDの各河道改修案に係る流下能力計算に関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件公開請求に係る河道改修案は、検討委員会の第2回河川計画専門部会において、実施機関から示した資料に記載されており、当該資料は、本件業務委託により作成されたものであると述べている。

当審査会において、本件業務委託に係る報告書を見分したところ、流下能力計算書は添付されておらず、また、本件業務委託に係る業務委託設計書の特記仕様書を見分したが、流下能力計算書を成果品として提出するとの特段の記載はなかった。

このようなことから、実施機関が本件公開請求に対し不存在決定を行ったことは、不合理といえず、結論として妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件請求文書は、犀川水系河川の治水対策を検討するための重要な資料であり、実施機関において保管していなければならないと主張しているが、当審査会はその適否を判断する立場にはなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 11 月 26 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 5 号)
平成 21 年 3 月 6 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 23 年 7 月 26 日 (第 215 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 8 月 25 日 (第 216 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 9 月 16 日 (第 217 回審査会)	○事案の審議を行った。